



## 家族へのメッセージ

# 付言事項で相続争いを防ぐ①



(将来のために**遺言**を検討中の夫Aさん)

私には財産が**土地家屋**くらいしかない。  
妻の住まいを確保するためにも、この土地家屋は妻に譲ろう。  
でも、妻に財産の大半を相続させるのでは  
息子二人が不満に思わないだろうか…



そういうときは遺言に **付言事項** = **想いの丈** を記載しましょう。

遺言に記載できる事項には、大きくわけて以下2つがあります。

### 1 法定遺言事項

「〇〇は妻に相続させる。〇〇は長男へ相続させる」のように法的効力を生じさせる事項

### 2 付言事項

家族へのメッセージや、葬儀の希望等、法的効力発生を目的としない事項



付言事項？

財産をどのように分配するかは、夫の自由な意思で決められます。  
ただし、**子2名には遺留分という最低限の取り分があるんです。**

特定の人(妻)に多く財産を遺すことで、他の誰か(子)の遺留分を侵害することになり、  
侵害された側がこの権利を行使すれば、分配する金銭が無いと土地家屋を売却することになりかねません。  
「**妻に安心して暮らしてほしい**」という想いが実現できませんね。

お世話になった人、長年連れ添った人、生活の保障をしてあげたい人…その人たちのためにも  
不公平感が元で遺留分を行使されないために、単に財産の分け方を記載するだけでなく  
付言事項で「**なぜ、その配分にするのか**」の気持ちを伝えることが大切です。



### 付言事項の一例

妻A子には介護や病気の世話など大きな苦勞を掛けてしまった。  
年老いた妻に住み慣れた自宅を残してやりたいと思い自宅と土地を相続させるが、B男、C男よ、  
私の最愛の妻をよろしく頼みます。家族の思い出が詰まった我が家でいつまでも家族仲良く暮らしてください。  
これが父の最後のお願いです。皆くれぐれも体には気を付けて。天国で君たちを見守っています。

## 今週の お客様の声

相談して  
よかった点は？

所沢市 S.Y様

専門家に任せたことで安心できました。

京都事務所  
京都市中京区七観音町623番地  
第11長谷ビル5階  
TEL 075-256-4548

司法書士法人  
**F&Partners**

無料相談 実施中です。  
まずは、お気軽にお電話を！

